

## 事業評価書（事前）

平成21年8月

評価対象（事業名）	未就職卒業者正規雇用化特別奨励金（仮称）の創設		
主管部局・課室	職業安定局若年者雇用対策室		
関係部局・課室			
関連する政策体系			
基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること	
施策目標	3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること	
施策目標	3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	
個別目標	3	若年者の雇用の安定・促進を図ること	

## 1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

## (1) 現状分析

若年者の雇用失業情勢については、近年、失業率については、年齢計に比べて相対的に高い水準で推移するとともに、平成20年秋頃からの金融危機の影響に伴う雇用失業情勢の悪化により、平成21年3月卒業の高校生の就職内定率は95.6%（平成21年3月末現在）と前年同期に比べ、1.5ポイント低下している。平成21年3月卒業の大学生の就職率も95.7%（平成21年4月1日現在）と前年同期に比べ、1.2ポイント低下している。

また、フリーター数については、平成15年をピークに5年連続で減少するなど、改善の動きが続いている状況にあるものの、25歳から34歳までのフリーター（年長フリーター）はいまだに多い状況にある。

## (2) 問題分析

人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用失業情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての若者の就業参加の実現に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。

## (3) 改善方策

就職氷河期のように、学校卒業時に正社員になれなかった者がその後フリーターとして長くとどまることを防止するため、未就職卒業者を正規雇用する事業主への助成等により、未就職卒業者の早期就職を強力に支援する。

## 現状・問題分析に関連する指標

		H16	H17	H18	H19	H20
1	失業率（年齢計）（%）	4.7	4.4	4.1	3.9	4.0
	25～34歳（%）	5.7	5.6	5.2	4.9	5.2
	15～24歳（%）	9.5	8.7	8.0	7.7	7.2
2	フリーター数（万人）	214	201	187	181	170
	25～34歳（万人）	99	97	92	92	87
	15～24歳（万人）	115	104	95	89	83
3	就職（内定）率					
	大学生（%）	93.5	95.3	96.3	96.9	95.7
	高校生（%）	97.2	98.1	98.4	98.3	95.6

<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <p>指標1・2：総務省「労働力調査（基本集計/詳細集計）」</p> <p>指標3：高校生については「職業安定業務統計」 ※各年度の就職（内定）率は卒業する年の6月現在、ただし20年度の のみ3月末現在。</p> <p>大学生については「大学等卒業予定者就職内定状況等調査（厚生労働省・文部科学省）」 ※卒業する年の4月1日現在。</p>
--

## 2. 事業の内容

## (1) 事業の実施主体

<p>実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）</p>
--

## (2) 事業の内容（概要）

<p>新規・一部新規</p> <p>新規学卒者の募集において既卒者が応募可能な条件を設定した上で、ハローワークの紹介により、未就職卒業者（25歳未満）を正規雇用した事業主に対して奨励金を支給（中小企業50万円、大企業25万円）する。</p>
--

## (3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ）					
予算額（単位：百万円）	H18	H19	H20	H21	H22
	-	-	-	-	5,850
※「H22」については予算概算要求額					

## 3. 事業の目標

<p>事業の目標</p> <p>未就職卒業者正規雇用化特別奨励金（仮称）を支給することにより、既卒者の応募機会の拡大を図るとともに、未就職卒業者（25歳未満）の正規雇用を促進する。</p>
<p>政策効果が発現する時期</p> <p>実施以後、随時効果の発現が見込まれる。</p>

## 4. 評価指標等

<p>アウトカム指標 (達成水準/達成時期)</p>	<p>本事業と指標の関連についての説明</p>
<p>1 奨励金の支給対象者の6ヶ月経過後の就業継続率 (90%/平成22年度)</p>	<p>本奨励金は、正規雇用後6ヶ月経過後に支給することとしており、本奨励金の活用により安定した雇用に結びついた割合により事業効果を把握する。</p>
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <p>資料出所：安定局調べによる。</p>	

## 5. 評価

## (1) 必要性の評価

<p>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</p> <p>(理由)</p> <p>若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題である。しかしながら、我が国の雇用慣行として新卒一括採用が定着しており、既卒者の応募機会が限られていることから、市場に任せているだけでは十分ではなく、既卒者にも門戸が開かれるよう、本事業を国が実施する必要がある。</p>	<p>有</p>	<p>無</p>	<p>その他</p>
--	----------	----------	------------

国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、事業主の応募機会拡大の取組の推進や、就職困難な未就職卒業者の就職促進は、国が公共職業安定所等で行う事業主指導・求人開拓、きめ細かな職業相談・職業紹介などと一体的に行うことが効果的である。			
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否	
(理由) 事業主の応募機会拡大の取組の推進や、就職困難な未就職卒業者の就職促進は、国が公共職業安定所等で行う事業主指導・求人開拓、きめ細かな職業相談・職業紹介などと一体的に行うことが効果的であるため、国が主体となって実施する必要がある。			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
(有の場合の整理の考え方)			

## (2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)
(投入) ・未就職卒業生正規雇用化特別奨励金(仮称)の支給 ↓
(活動) ・新規卒者の募集において既卒者が応募可能な条件を設定 ・本奨励金対象者を正規雇用 ↓
(結果) ・既卒者の応募機会拡大 ・未就職卒業生の正規雇用数の増加 ↓
(成果) ・未就職卒業生、フリーター数の増加の防止
事業の有効性 本奨励金は、事業主が既卒者に対する応募機会の拡大を促進するとともに、未就職卒業生の正規雇用を推進することにより支給されるものであり、未就職卒業生の早期就職を促進し、学校卒業時に正社員になれなかった者がその後フリーターとして長くとどまることを防止する上で有効である。

## (3) 効率性の評価

若年者の応募機会の拡大等については、ハローワークによる企業訪問等による働きかけや事業主団体等を通じたモデル企業による取組の普及等を行ってきたところであるが、これらの取組とあわせ、本奨励金の支給は、事業主に対して一定のインセンティブを付与するため、既卒者の応募機会の拡大、未就職卒業生の正規雇用を促進する上で効果的な手段であるといえる。
---

## (4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。
-----

## (5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
--------------------------------------

6. 特記事項

①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当

- (1) 有・無  
(2) 具体的記載

②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当

(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)

- (1) 有・無  
(2) 具体的内容

経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日閣議決定）において、経済危機克服として「経済と社会の安定の基軸である雇用については、雇用維持のための緊急取組に加え、「次世代の日本を担う若年層」に対して職業能力向上と再挑戦の機会拡大のための支援を強化する。その際、企業・自治体と連携しながら「縦割り」を超えた政府横断的取組を図る。」とされた。

③審議会の指摘

- (1) 有・無  
(2) 具体的内容

④研究会の有無

- (1) 有・無  
(2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

- (1) 有・無  
(2) 具体的状況

⑥会計検査院による指摘

- (1) 有・無  
(2) 具体的内容

⑦その他